

審査団の構成基準
エンジニアリング系学士課程用
エンジニアリング系修士課程用
情報専門系学士課程用
2025年度適用

本文書は、「認定・審査の手順と方法」（対応基準：認定基準（2019年度～））の「3.3 審査団の構成および調整申し立て」にある「審査団の構成基準」を定めるものである。なお、本構成基準に記載している主審査員、副審査員および審査研修員は、それぞれ2018年度以前の呼称の審査長、審査員およびオブザーバー（研修者）に対応している。

1. 審査団の構成

- (1) 審査団長を1名置く。また、審査団長を補佐する副審査団長を原則として1名置くことができる。
- (2) 審査団は上記(1)と第2項に記載する単一または複数の審査チームにより構成する。
- (3) いずれかの審査チームの主審査員は、審査団長を兼ねることができる。また、いずれかの審査チームの主審査員または副審査員は、副審査団長を兼ねることができる。特に、審査団が単一の審査チームで構成される場合には、主審査員が審査団長を兼ね、副審査員が副審査団長を兼ねる。

2. 審査チームの構成

2.1 審査団が複数の審査チームで構成される場合

- (1) 1名の主審査員および原則として1名の副審査員で構成する。
- (2) 高等専門学校プログラムの審査を担当する審査チームは、1名の主審査員および訪問調査に参加しない1名の副審査員で構成する。
- (3) 原則として実務経験者を含める。
- (4) 必要に応じて審査研修員を加えることができる。

2.2 審査団が単一の審査チームで構成される場合

- (1) 1名の主審査員および原則として2名～4名の副審査員で構成する。ただし、中間審査または再審査の場合には、1名の主審査員および原則として1名の副審査員で構成する。
- (2) 中間審査または再審査の場合には、前回審査で主審査員または副審査員を担当した者を含むことが望ましい。
- (3) 原則として実務経験者を含める。
- (4) 必要に応じて審査研修員を加えることができる。ただし、中間審査または再審査の

場合には、原則として審査研修員を加えない。

- (5) 審査の内容やプログラムの数と規模などに関して特別な理由がある場合には、認定・審査調整委員会の承認を得て、審査研修員を除く構成員数を増減することができる。

3. 審査団長および副審査団長の資格

3.1 審査団が複数の審査チームで構成される場合

以下の(1)から(3)までの条件を満たしているか、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 第4項の主審査員の資格を有していること。
- (2) 複数の審査チームで構成される審査団の審査団長または副審査団長の担当を経験しているか、あるいは新規審査または認定継続審査の主審査員の担当を2回以上経験していること。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

3.2 審査団が単一の審査チームで構成される場合

以下の(1)から(3)までの条件を満たしているか、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 審査団長は、第4項の主審査員の資格を有していること。
- (2) 副審査団長は、第5項の副審査員の資格を有していること。
- (3) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

4. 主審査員の資格

以下の(1)から(4)までの条件を満たしているか、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) 第5項の副審査員の資格を有していること。
- (2) 最近6年以内に、主審査員または副審査員として実地審査を経験していること。なお、遠隔調査のみの経験でもよいが、訪問調査も経験していることが望ましい。
- (3) 修士課程プログラムの主審査員は、修士課程プログラムの主審査員または副審査員の担当を経験していることが望ましい。
- (4) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

5. 副審査員の資格

以下の(1)から(10)までの条件を満たしているか、あるいは認定・審査調整委員会が適格であると認めること。

- (1) JABEEの正会員の学協会の会員であるか、または当該学協会が適格と認めた者であ

ること。

- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別および当該分野における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の内容に精通していること。
- (5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員としての十分な意欲を持っていること。
- (7) 新規審査または認定継続審査の審査研修員として実際の審査の場での研修を的確に経験していること。なお、最近6年以内に、主審査員、副審査員または審査研修員のいずれかの担当を経験していることが望ましい。
- (8) 修士課程プログラムの副審査員は、原則として学士課程プログラムの副審査員（中間審査を除く）の担当を経験していること。
- (9) 修士課程プログラムの副審査員が教員の場合には、原則として修士課程における指導教員を経験していること。
- (10) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

6. 審査研修員の資格

以下の(1)から(7)までの条件を満たしていること。

- (1) JABEEの正会員の学協会の会員であるか、または当該学協会が適格と認めた者であること。
- (2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- (3) 当該認定種別および当該分野における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- (4) 当該認定種別用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の内容を理解していること。
- (5) 審査員になるために必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査研修員としての倫理を十分にわきまえていること。
- (6) 審査員になるための十分な意欲を持ち、JABEEが本資格を与えるために実施する講習（eラーニングによる講習を含む）を受講するか、正会員の学協会が主催するJABEEが承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。
- (7) 別紙の利益相反に関する規定を満たすこと。

以上

別紙： 審査団の構成員に関する利益相反の排除

以下の項目のいずれかに該当する場合は、当該項目で指定された審査団の構成員となることはできない。

- 1) 当該審査団の審査対象となるいずれかのプログラムと利害関係のある者（現職の教職員、元教職員、名誉教授、当該プログラムで科目を現在担当している非常勤講師、卒業生など）は、当該審査団の構成員になることはできない。
- 2) 大学および大学校の現職の理事長、理事、学長および校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構を含む）の現職の理事長、理事および校長は、すべてのプログラムに対する審査団の構成員になることはできない。
- 4) 当該年度に受審するプログラムのJABEE対応責任者およびプログラム責任者は、すべてのプログラムに対する審査団の審査団長、副審査団長および主審査員になることはできない。

上記項目以外の利益相反の可能性がある場合は、該当者は依頼元の審査チーム派遣機関または JABEE 事務局に迅速に申し出る必要がある。依頼元の審査チーム派遣機関または JABEE は、申し出のあった事項が利益相反にあたるかどうかを検討し、該当者を審査団の構成員とするかどうかを判断する。